

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表(14)の部イの項中「住戸の」を「住宅」に改め、同部備考1中「の建築物全体について、又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分」及び「全体の」を削り、同部備考2中「の建築物全体」を削り、同部備考3を次のように改める。

- 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例により算定した額を合算した額とする。

別表その3 建築関係の表(15)の部イの項中「住戸部分」を「住宅部分」に改め、同部備考1中「の建築物全体について、又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分」及び「全体の」を削り、同部備考2中「の建築物全体」を削り、同部備考3を次のように改める。

- 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定

した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例により算定した額を合算した額とする。

別表その3 建築関係の表(17)の部エの項及びオの項中「住戸の」を「住宅」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、同部備考2中「住戸の」を「住宅」に改め、同表(18)の部エの項及びオの項中「住戸の」を「住宅」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量(令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計一次エネルギー消費量とする。)」に改め、同部備考3中「住戸の」を「住宅」に改め、同表(19)の部備考1中「住戸の」を「住宅」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条関係） その1 税関係・その2 戸籍等関係（略） その3 建築関係		別表（第2条関係） その1 税関係・その2 戸籍等関係（略） その3 建築関係	
手数料を徴収する事項		手数料を徴収する事項	
手数料の金額		手数料の金額	
(略)		(略)	
(14) 低炭素建築物新築等 (新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請	(略)	(14) 低炭素建築物新築等 (新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請	(略)
	イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は複合建築物（住宅及び非住宅建築物が複合する建築物をいう。以下同じ。）のうち <u>住戸の部分</u>		イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は複合建築物（住宅及び非住宅建築物が複合する建築物をいう。以下同じ。）のうち <u>住宅部分</u>
	(略)		(略)

現行

改正案

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体について、又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、1の例により算定した額と2の例により算定した額を合算した額とする。

4～11 (略)

備考

- 1 共同住宅等について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例により算定した額を合算した額とする。

4～11 (略)

現行			改正案		
(15) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請	(略)		(15) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請	(略)	
	イ 共同住宅等又は複合建築物のうち <u>住戸部分</u>	(略)		イ 共同住宅等又は複合建築物のうち <u>住宅部分</u>	(略)
	(略)			(略)	
<p>備考</p> <p>1 <u>共同住宅等の建築物全体について、又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。</u></p> <p>2 <u>非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。</u></p> <p>3 <u>複合建築物の建築物全体について、又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、1の例により算定した額と2の例に</u></p>			<p>備考</p> <p>1 共同住宅等について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。</p> <p>2 非住宅建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。</p> <p>3 <u>複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物</u></p>		

現行			改正案		
<p><u>より算定した額を合算した額とする。</u></p>			<p><u>全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例により算定した額を合算した額とする。</u></p>		
4～11 (略)			4～11 (略)		
(略)			(略)		
(17) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	(略)		(17) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	(略)	
	エ 共同住宅等又は複合建築物のうち <u>住戸</u> の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの	(略)		エ 共同住宅等又は複合建築物のうち <u>住宅部分</u> であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの	(略)
	オ 共同住宅等又は複合建築物のうち <u>住戸</u> の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの	(略)		オ 共同住宅等又は複合建築物のうち <u>住宅部分</u> であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの	(略)

現行

改正案

備考

- 1 (略)
- 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。
- 3～9 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。
- 3～9 (略)

(18) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請

(略)

エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの

(略)

(18) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請

(略)

エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量（令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計

(略)

現行			改正案		
				<u>一次エネルギー消費量とする。）を算出するもの</u>	
	オ 共同住宅等又は複合建築物のうち <u>住戸</u> の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの	(略)		オ 共同住宅等又は複合建築物のうち <u>住宅部分</u> であって、共用部分の <u>誘導設計一次エネルギー消費量</u> （令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計一次エネルギー消費量とする。）を算出しないもの	(略)
備考 1・2 (略) 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び <u>住戸</u> の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに <u>住戸</u> の部分及び非住宅部分について申			備考 1・2 (略) 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び <u>住宅部分</u> について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに <u>住宅部分</u> 及び非住宅部分について申請す		

現行		改正案	
<p>請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち<u>住戸</u>の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。</p> <p>4～10 (略)</p>		<p>る場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち<u>住宅</u>部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。</p> <p>4～10 (略)</p>	
(19) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	(略)	(19) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	(略)
<p>備考</p> <p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち<u>住戸</u>部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</p> <p>2～10 (略)</p>		<p>備考</p> <p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち<u>住宅</u>部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</p> <p>2～10 (略)</p>	
(略)		(略)	
その4 開発関係～その6 その他 (略)		その4 開発関係～その6 その他 (略)	